

勝山市監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 21 日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 帰山 寿憲

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査種別 公の施設の指定管理者監査
2. 監査対象 対象施設 野向町コミュニティセンター
指定管理者 特定非営利活動法人 まちづくりのむきの会
市所管課 総務課
3. 監査期間 令和5年6月14日～6月27日
4. 監査対象年度 令和4年度、令和5年度（一部）
5. 監査対象事項 野向町コミュニティセンター管理業務に係る出納その他の事務
6. 監査方法 令和4年度及び令和5年度（一部）における指定管理に係る出納その他の事務について、関係法令、協定書等に沿って適正に執行されているかを主眼において実施した。監査に当たっては、市所管課及び指定管理者より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

7. 指定管理の状況

施設名称	勝山市野向町コミュニティセンター
指定管理者	特定非営利活動法人 まちづくりのむきの会
指定管理期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
指定管理料	年間10,784千円

8. 監査結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。一部には次のとおり、注意又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意するとともに、その措置を講じられるよう求めた。

○共通事項（市担当課、指定管理者）

【指導事項】

1. コミュニティセンターの時間外の施設利用について

野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例や指定管理施設の管理運営業務仕様書によれば、開館時間は午前8時30分から午後5時15分となっているが、市の承認を受けずに時間外の貸し出しを行っている事例が見受けられた。今後は適切な事務処理に努めるよう求めた。

2. 図書の購入について

コミュニティセンターの図書は勝山市所有の備品Ⅰ種に位置づけられるが、新規購入は指定管理者の自由裁量となっている。基本協定書では備品Ⅰ種は基本的に市が購入することになっており、図書の扱いについて整合性がとれるよう検討することを求めた。

○指定管理者（野向町コミュニティセンター）

【指導事項】

1. 備品の管理について

コミュニティセンターには指定管理用の備品Ⅰ～Ⅲ種や、にこにこ交付金事業等で購入した備品が混在している。それらの備品についてラベルや台帳で区別ができるよう適正な管理を求めた。

2. コピー会計について

指定管理業務の決算書にコピー会計の収支が含まれていなかった。指定管理者の経費でコピー機をリースし、コピー等のサービスを行っていることから、決算書の中に収支を含めるよう求めた。

3. NPO 法人の受取会費について

NPO 法人の活動報告について、野向区長会から25万円の受取会費があるが、NPO 法人の定款では会費は正会員の個人が1,000円、団体が2,000円、賛助会員の個人が500円、団体が1,000円となっており、会員から会費を徴収することになっている。今後は活動報告と定款の整合性がとれるように検討するよう求めた。

【所見】

1. ソフトウェアの備品登録について

パソコン用ソフトウェアが備品として登録されている事例が見受けられた。ソフトウェアは、ライセンスを受けて使用していることを考えれば、使用料及び賃借料として取り扱うべきで、担当課と協議のうえ、その運用を検討するよう求めた。

2. 未払金の取り扱いについて

未払い金として1千万円を超える金額が決算書に計上されているが、その金額を計画的に減少させていく取り組みを求めた。

○担当課（勝山市 総務課）

【指摘事項】

1. 第三者委託について

第三者委託について、その費用は指定管理者が負担すべきものだが、基本協定書では

市が負担する記述になっていた。また、備品 I 種の取り扱いについて、基本協定書では指定管理者が購入し、仕様書では市が購入する矛盾した記述になっていた。今後はこういった単純なミスが起こらないよう再発防止を徹底するよう求めた。

2. 自動車任意保険について

基本協定書の損害賠償保険について、搭乗者傷害の記載項目はあるが、補償内容が記載されていなかった。今後は基本的な補償内容も記載するよう求めた。

【指導事項】

1. 指定管理業務と自主事業について

基本協定書や仕様書の指定管理業務について、具体的な内容が記述されていないため、自主事業との区別が難しいものが多数含まれていた。これまで公民館で実施してきた事業や地域の活性化につながるものは指定管理業務に含めるなど、業務内容の明確化を検討するよう求めた。

2. 館内清掃について

業務仕様書では館内清掃は休館日を除く毎日行うことになっているが、実際は毎日行っていなかった。今後は実情に応じた業務となるよう、仕様書の内容を検討することを求めた。

【所見】

1. 指定管理期間中の賃金水準の変動について

指定管理期間中に賃金水準が変動した場合の記述が基本協定書等になかった。今後は期間の 2 年目以降の指定管理料について、変動分が指定管理料に反映されるよう検討することを求めた。

勝山市監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月25日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 丸山 忠男

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査種別 公の施設の指定管理者監査
2. 監査対象 対象施設： 勝山温泉センター 水芭蕉
指定管理者： 東急リゾート&ステイ株式会社
市担当課： 商工文化課
3. 監査期間 令和5年11月7日～令和5年12月19日
4. 監査対象年度 令和4年度及び令和5年度（一部）
5. 監査対象事項 指定管理業務に係る出納及びその他の事務
6. 監査方法 令和4年度及び令和5年度（一部）における指定管理に係る出納その他の事務について、関係法令、基本協定書等に沿って適正に執行されているかを主眼において実施した。
監査に当たっては、市担当課及び指定管理者より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。
なお、今回の監査は、専門的で効果的な監査を実施するため公認会計士による専門的知識を得て実施した。
7. 指定管理の状況
施設名称： 勝山温泉センター 水芭蕉
指定管理者： 東急リゾート&ステイ株式会社
指定管理期間： 平成28年4月1日～令和8年3月31日（10年）
指定管理料： 令和4年度 19,000,000円、令和5年度 19,000,000円
納付金： 会計年度ごとに余剰金が10,000千円（税別）を超えた時は、超えた分の半額を市へ納付する。

施設利用状況

区分	令和4年度	令和5年度 (4～9月末)	備考
温泉利用者（人）	108,893人	53,829人	
営業収入 (千円・税抜)	89,377千円	51,212千円	
営業費用 (千円・税抜)	91,831千円	42,839千円	
営業総利益 (千円・税抜)	-2,454千円	8,372千円	
入湯税（千円）	15,297千円	7,524千円	

8. 監査結果

監査の結果、おおむね適正に指定管理施設の管理運営がなされていると認められたが、別紙のとおり改善を要するものなどが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じるとともに、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

○共通事項（市担当課、指定管理者）

【指摘事項】

1.指定管理施設であることの明示について

管理運営仕様書「7業務内容（1）温泉センターの利用等に関する業務」において、「指定管理業務を行う際は、温泉センターが指定管理により管理・運営されている施設であることを利用者に示すために、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示すること」とされているが、施設内にそのような表示はなかった。なお、ホームページにも記載はなく、パンフレットにのみ記載があった。

指定管理施設においては、指定管理者により管理・運営が行われていることを利用者に明示することが必要であることから、施設はもちろん、ホームページにも明記するよう求めた。

2.ポイント付与について

現在、利用者に対してポイントが付与されているが、ポイントは実質的な値引きとなる。指定管理者もポイントが利用された段階で売り上げから控除しており、市は、年度報告の中でポイント残高についても報告を受けるべきである。また、指定管理者引継時におけるポイント残高の取り扱いについても、事前に決めておくよう求めた。

【指導事項】

1.テニスコートの利用者把握について

テニスコートの利用者については集計報告がされていない。これは、無料扱いとなる市内高校生の利用が多いためである。

減免による利用者がどの程度いたかについては、市の施設への負担額と利用度を比較するために必要な重要な数値であり、集計・報告を求める必要がある。また、集計のためには無料利用者に対し、減免申請書の提出を求める必要があるが、無料利用時の手続が定められていないため、減免申請書の提出など、減免による利用時の手続を定めておく必要がある。なお、学生の利用が多く、一般の利用が少ないのであれば、利用者の利便性を考え、予約受付の場所を変更することも検討するよう求めた。

2.連絡調整会議の開催について

管理運営仕様書「7業務内容（6）その他市長が必要と認める業務、②勝山市及び関係機関との連絡調整」において、四半期ごとの連絡調整会議開催が必要とされているが、その開催が確認できる議事録等の保管はなかった。

市と指定管理者は随時に相談等を行っており、必要な連絡調整は行われていると考えられるが、仕様書通りとするのであれば、相談等の内容、日時などを控えておき、連絡調整会議としての開催とする必要がある。

なお、随時の相談で十分であれば、あえて仕様書において四半期ごとの開催を求める必要はないと考えられるので、連絡調整会議の開催方法についても検討するよう求めた。

【所見】

1.水芭蕉の改修効果について

令和2年度に大規模改修された施設について、その改修効果が大きいに発揮されているのか疑問が残る。簡易宿泊施設は近年好まれる洋室ではなく和室となっている。また、以前はお年寄りが風呂上がりに横たわれるスペースがあったが、今は小さなスペースしかない。女子の入浴施設の洗面スペースは3人分しか作られていない。露天風呂につ

いてはスペースはあるが作られなかった。さらに以前は可能であった 50～60 人の宴会を行うことも難しくなっている。今後は、利用者の利便性も考慮した施設のイメージアップや集客方法について検討するよう求めた。

2. 駐車場の活用

当該施設は、普通車駐車場 130 台を完備している。また、恐竜博物館へ 1.9km の距離に立地しており、徒歩で 30 分、自転車であれば 5 分程度の距離である。恐竜博物館の駐車場が混んでいる際に、臨時的な駐車場として案内し、レンタサイクルなどで恐竜博物館に行けるような工夫をし、ついでに水芭蕉も利用していただくといった活用も検討するよう求めた。

商工文化課

【指導事項】

1. 自主事業について

基本協定書では指定管理業務に宿泊事業は明記されていないが、実際には指定管理期間の途中より宿泊事業が行われており、宿泊事業開始時には自主事業として市へ届け出がされている。自主事業の場合、その費用については原則として指定管理者が負担すべきであるが、ふれあい会館の宿泊部屋への改装費用は市が負担しており、また、宿泊事業に係る他の費用も指定管理業務の費用として計上されている。収入についても宿泊による収入は指定管理業務としての収入として計上されている。

ふれあい会館について、指定管理当初は貸室としての利用を想定していたが、施設の利用度を高めるために指定管理者が宿泊場所としての提供を始め、市としても宿泊施設としての改装を実施した。現在では、小会議室についてはほぼ宿泊施設として利用されている。キャンプ利用も含め、宿泊事業について、所管課、指定管理者双方とも、指定管理業務の一環として業務を行っている。本来ならば自主事業は指定管理者が経費を出さないといけないため、実態とあうよう整合性を図ることを求めた。

勝山温泉センター水芭蕉

【指導事項】

1. 赤字解消に向けた経営努力について

当初、当該施設は利用者数 180,000 人程度を目標としていたが、新型コロナウイルス感染症などがあり、指定管理契約の当初とは状況が大きく変わっている。また、施設改装の際にロッカー数を減らすなど、アフターコロナに対応しており、施設も当初とは状況が異なっている。令和 4 年度の目標 122,850 人に対し実績 113,307 人である。指定管理契約期間が 10 年と長めとなっているため、指定管理当初の目標が実態と合わなくなってしまいう可能性が高い。指定管理期間が長い場合、5 年程度経過時に再度計画を策定し、中期的な利用者目標を新たに設定すべきである。

また、現在の経営状況は赤字となっており、赤字解消にむけた経営努力が必要である。例えば年間プラス 1 万人増、日々に換算すれば 1 日あたり 30 人、温泉利用者を増やせば、赤字解消につながると考えられる。現在、水芭蕉は経費がかかる施設といったイメージがつきまわっており、そういったイメージを払拭するような経営改善に努めるよう求めた。

【所見】

1.備品台帳について

Ⅲ種の備品として計上されている「客室用冷蔵庫 YAMADA YZR-C05G2 9台」について、令和5年2月16日に2台購入し入れ替えが行われていたが、台帳上に反映されていなかった。

については、2台分台帳から削除するとともに、新しいものを台帳に登録し、適切な台帳管理となるよう努めることを求めた。

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査種別 財政援助団体等監査（補助金等交付団体）
2. 監査対象 補助金交付団体 社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会
担 当 課 福祉課
3. 監査期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月21日
4. 監査対象年度 令和3年度、令和4年度及び令和5年度（一部）
5. 監査対象事項 補助金に係る出納及びその他の事務

6. 監査方法

令和3年度、令和4年度及び令和5年度における勝山市補助金に係る出納その他の事務について、関係法令等に則り適正かつ正確に行われているか、また、事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているかに主眼をおいて実施した。

監査に当たっては、市担当課及び補助金交付団体より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、今回の監査は、専門的で効果的な監査を実施するため、公認会計士による専門的知識を得て実施した。

7. 補助金交付状況

令和3年度	勝山市社会福祉協議会事業活動補助金	4,620千円
	勝山市子ども見守り宅食支援事業補助金	8,313千円
令和4年度	勝山市社会福祉協議会事業活動補助金	4,620千円
令和5年度	勝山市社会福祉協議会事業活動補助金	4,620千円

8. 監査結果

監査の結果、おおむね適正に補助金が執行されていると認められたが、別紙のとおり改善を要するものなどが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じるとともに、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

○共通事項（市担当課、社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会）

【指摘事項】

1. 令和4年度遅羽地区社会福祉協議会の決算書について

遅羽地区社会福祉協議会の令和4年度収支決算書について、ふれあい給食事業の参加負担金5,500円を活動費から控除すると活動費が343,861円となり、事業活動補助金の額345,000円を下回ることとなる。活動費が補助金を下回っているため、差額の1,139円については返還する必要がある。

2. 令和4年度荒土地区社会福祉協議会の決算書について

荒土地区社会福祉協議会の令和4年度の収支決算書について、プリンター購入のための定期預金解約30,025円を活動費から控除すると活動費は378,735円となり、事業活動補助金の額380,000円を下回ることとなる。活動費が補助金を下回っているため、差額の1,265円については返還する必要がある。

【指導事項】

1. 地区社会福祉協議会の活動補助金の配分について

勝山市社会福祉協議会事業活動補助金は、市内の10地区の地区社会福祉協議会に活動費補助を行う補助金であるが、その配分については平成27年度に見直しをして以来、見直しは行われていない。10地区の人口構成などから大きな変動はなく、配分額が結果として同じである点については問題ないが、現在の補助金の配分額の根拠となる資料がみあたらないため、整備するよう求めた。

【所見】

1. 委託事業での備品購入について

受託事業で備品を購入した場合は、その事業にのみ使用し、相当期間、管理する必要がある。今回の監査では確認されなかったが、社協は多くの事業を市から受託しており、その経費で備品を購入する必要がある場合には、市の承認をえるよう求めた。

2. 個人情報の保護について

社会福祉協議会は多くの個人情報を扱っているため、鍵のかかるロッカー等に保管し、適正な管理に努めるよう求めた。

勝山市 福祉課

【指導事項】

1. 最終確定の収支決算書の確認について

勝山市社会福祉協議会事業活動補助金について、該当する年度の各地区の収支決算書については、それぞれの総会后でなければ確定しないため、検査確定時点では見込みとしての収支決算書の入手しかできない。事後的に確定した収支決算書を入手した際には、勝山市社会福祉協議会から勝山市に何らかの報告があるべきであり、所管課は最終確定収支決算書が入手されたことを記録として残しておくよう求めた。

2. 地区社会福祉協議会のコーディネーターの報酬について

地区社会福祉協議会は生活支援体制整備事業や地区サロン事業、地区社協活動事業など多くの事業を行っているが、そのコーディネーターの報酬は5～6万円に据え置

かれたままである。業務の大変さ、社会情勢も考慮し報酬の引き上げを検討するよう求めた。

社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会

【指導事項】

1. 令和3年度遅羽地区社会福祉協議会の決算書について

遅羽地区社会福祉協議会の令和3年度収支決算書について、別会計（備品購入用）からの戻入15千円について、収入として計上されている一方で別会計への積立金20千円が支出として計上されていた。なお、別会計への支出について補助対象としている。別会計への支出について補助対象としているのであれば、戻入は支出のマイナスとして計上すべきである。